## 白老町

# ごみ処理基本計画 (案)

令和 年 月(改定)

## <u></u> 旦 次

第	11	章	は	じめ	に																															
	1.	<b>=</b>	+画	策定	<u>'</u> のホ	<b>返旨</b>	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2.	<b>=</b>	+画	の位	置:	づけ	t •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3.	艮	₹	計画	j等(	こお	汁	る	密	来修	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	21	章	Č	み処	理(	の現	狀	اع	課題	題																										
	1.		ごみ	排出	量		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2.		ごみ	処理	経	費•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	З.		ごみ	減量	<u> </u> •	Jサ	トイ	ク	ル	の岩	犬》	兄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		(1	1)	資源	につる	みの	)分	別」	収	集	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		(2	2)	集団		汉、	拠	点		汉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(3	3)	生ご	み(	の減	量	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	4.		ごみ	収集	体制	制•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	5.		ごみ	処理	施	页 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		(1	1)	中間	施	页 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
		(2	2)	最終	処分	分•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第	31	章	基	本方	i針Z	及び	ř <b>=</b>	標																												
	1.	. <b>=</b>	+画	の基	本刀	<b></b>	<b>+</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
		(1	1)	目標	(年)	欠•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
		(2	2)	事業	者	• 行	政	• [		民の	り	安置	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	2.		ごみ	排出	]量(	の将	来	. 予.	測	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
		(1	1)	計画	j処Ŧ	里区	҈Ӏ域	内.	人[		り	乎:	来:	子:	測	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
		(2	2)	ごみ	ゅう	発生	:量	及	びり	见!	里量	量(	カ <u>.</u>	見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	3.		ごみ	減量	<u> </u>	Jサ	t-1	ク	ル	率Ε	目村	票	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		(1	1)	減量	ŧ⊟ŧ	漂•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
				リサ																																
第	4	章		標達	成し	こ向	」け	た]	取(	り糸	组石	₽ }																								
	1.		ごみ	減量	<u> </u>	Jサ	トイ	ク	ル	の意	意	哉を	<u> </u>	発	に	白	け	た	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
		(1	1)	情報	iのj	是供	ţ•	指	導(	か <del>ኝ</del>	<b>行</b>	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
		(2	2)	環境	学記	習•	環	境	教育	育の	ひま	<b>行</b>	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	2.		ごみ	減量	<u>ま</u> に	句け	た	取	り	組る	y	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
		(1	1)	家庭	系	ごみ	<b></b> ・減	量(	の(	足道	隹	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
				事業																																
				再使																																
	3.			イク																																

		(1)分別収集体制の強化・	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	•	• •	• 37
		(2) ごみ分別・リサイクルの	り推進	• •		• •			•	• •	• •	•	•		• 38
4	4.	. 適正なごみ処理に向けた取り	2組み		• •	• •			•	• •		•	•		• 39
		(1) 収集•運搬•••••		• •	• •	• •			•	• •		•	•		• 39
		(2)中間処理・・・・・		• •		• •			•	• •	• •	•	•		• 41
		(3) 最終処分・・・・・	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•		• 43
		章 その他の取り組み													
	1.	. 不法投棄対策・・・・・・	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•		• 45
2	2.	. 災害ごみ対策・・・・・・	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•		• 45
(	3.	. 廃家電4品目、家庭系パソコ	コンの	リサ	イク	リレ対	心•		•	• •	• •	•	•		• 45
4	4.	<ul><li>二輪車リサイクル対応・・・</li></ul>	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•		• 46
į	5.	・小型二次電池リサイクル・・	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•	• •	• 47
(	ි.	. 適正処理困難物の対応・・・	• • •	• •	• •	• •			•	• •	• •	•	•		• 47
-	7.	. 在宅医療に伴い家庭から排む	出され	る廃	棄物	の遃	正处	理•	•			•	•		• 48

## 第1章 はじめに

#### 1. 計画策定の趣旨

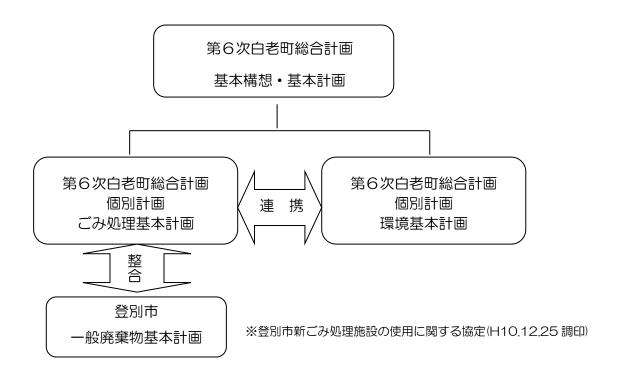
本町から発生する一般廃棄物(ごみ)の処理は、現在、平成26年改定の「ごみ処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の排出抑制、資源化の促進に向けた取組みのもと、バイオマス燃料化施設でのごみの燃料化、円滑な収集運搬、登別市との広域処理による中間処理を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場の適正管理を進めてきました。

当町では平成18年に制定された「白老町環境基本計画」に掲げる「資源・エネルギーの有効活用を進める」施策を実現するため、「産・学・官」の連係により、一般廃棄物の可燃ごみを利活用した「バイオマス燃料化施設」を平成21年4月から本格稼動いたしました。しかしながら、稼働開始当初から計画どおりの操業ができないこと、施設の維持管理経費が大幅に増加することなど、現状での稼動体制を継続することが困難と成り、令和元年度末を以ってバイオマス燃料化施設事業を廃止し、町内で収集されるごみ全量を登別市との広域処理にすることとしたものであります。

このことから、本町では令和2年11月に白老町廃棄物減量等推進審議会に対し「バイオマス燃料化施設の閉鎖に伴う、ごみ処理基本計画改定に向けた基本的な考え方」の諮問を行い、令和3年〇月に答申がなされ、その答申内容に基づき、町民・事業者・行政が協働で、循環型社会の形成や地球温暖化防止に向けた取組みを、自主的かつ積極的に実施していくための将来目標を定め、総合的かつ計画的に推進するための方針を定めるため、ごみ処理基本計画の改定を行いました。

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、「ごみ処理 基本計画」として、本町におけるごみの処理を長期的・総合的視点に立 ち計画的に推進するための基本的な事項を定めるものである。



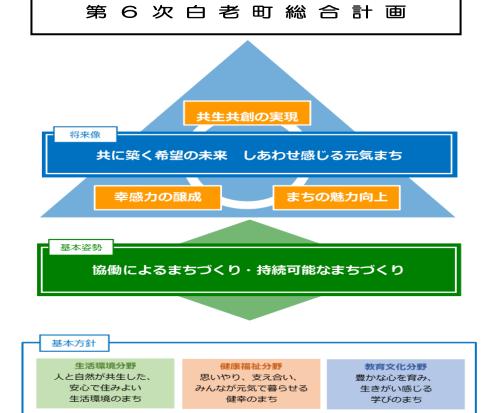
#### 《廃棄物関連法・計画等》

- 白老町廃棄物の減量及び処理に関する 条例
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 循環型社会形成推進基本法
- 循環型社会形成推進基本計画
- 北海道循環型社会形成の推進に関する 条例
- 北海道循環型社会推進基本計画
- 北海道廃棄物処理計画

#### 《環境関連法•計画等》

- 白老町環境基本条例
- 白老町環境基本計画
- 環境基本法
- 環境基本計画
- 北海道環境基本条例
- 北海道環境基本計画

#### 3. 関連計画等における将来像



人口減少抑制・地域経済活性化プロジェクト:まち・ひと・しごとの創生

魅力と活力にあふれ、

賑わいが生まれる

産業のまち

#### 推進施策

- 1. ごみ処理意識の高揚・啓発
  - ①ごみ処理の広報・啓発
  - ②ごみの分別指導
- 2. ごみ処理体制の充実
  - ①廃棄物処理に関する計画の改定
  - ②最終処分場・浸出水処理施設整備計画の検討 3. リサイクルの推進
  - ③環境衛生センターの管理運営
  - ④ごみ収集の効率化
  - ⑤ごみの広域処理
  - ⑥清掃行政の調整
  - ⑦廃棄物減量等推進審議会の運営
  - 8ごみ処理手数料の適正管理

⑨廃棄物のデータ処理

地域自治分野

町民主役のまち

共に生き共に創る、

- ⑩廃棄物処理業等の許可申請
- ⑪産業廃棄物の適正処理の推進
- ⑩海岸漂着廃棄物の処理
- ③休止廃棄物焼却炉煙突の閉鎖
- ①リサイクル銀行の推進
- ②リサイクル活動の充実
- ③建設リサイクルの指導

白老町環境基本計画

#### 白老町の望ましい環境像

#### しらおい環境のまち宣言

#### 白老町環境基本計画

自然と共に生き 地球を大切にするまち しらおい

• • • 環境目標 • • •

• • • 施策 • • •

ごみを減らしきれいな まちづくり → 廃棄物の発生抑制と再資源化をめざします。

#### 廃棄物の発生抑制と減量化

- ⊞ …ごみ処理基本計画に基づく、廃棄物の処理・減量化に向けた対策に取り組み ます。
- •事業者…事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化や、再利用、再生利用に努めます。
- 町 民…マイバックの持参や、コンポストなどを利用し、生ごみの資源化・減量に 努めます。

#### 廃棄物の再資源化

- ⊞ …廃棄物の減量化、リサイクルに向けた取り組みの意識啓発に取り組みます。
- 事業者…事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化や、再生利用に努めます。
- •町 民…フリーマーケット、リサイクルなどを有効に活用します。



ごみ処理基本計画

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

本町におけるごみ処理は、平成 12 年度から登別市クリンクルセンターで広域処理により行い、また中間処理後発生する焼却灰や残渣等の最終処分と、町内で処理が可能な資源物の処理を白老町環境衛生センターで行っていました。平成21年4月から平成26年3月までは白老町バイオマス燃料化施設で燃やせるごみ及びペットボトルの処理を行ない、それ以外のごみは、引き続き登別市クリンクルセンターにて処理を行ってきましたが、町の財政状況の悪化、燃料化施設の経費増加等のため、平成26年4月からは燃料化施設での処理量を大幅に減らし、さらに令和元年度末を以ってバイオマス燃料化施設を廃止することに至り、令和2年度からは町内のごみ全量を登別市クリンクルセンターで処理を行います。

本章では、現在のごみ処理の現状を整理し、持続可能な循環型社会の 形成に向け、豊かで安心して住める環境を守りながらも、効率的で、本 町の状況に適したごみ処理に関する課題を抽出します。

#### 令和2年度~

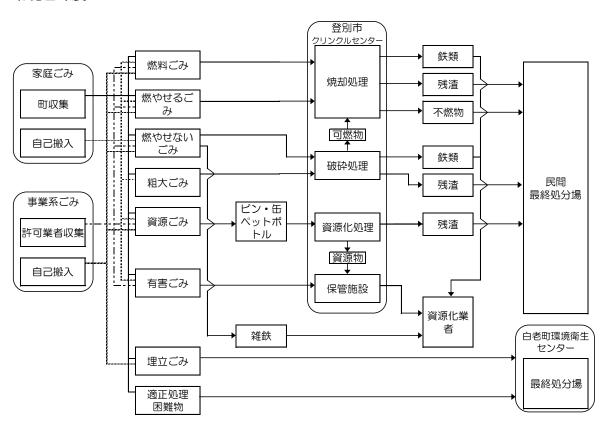


図2-1 ごみ処理フロー

#### 1. ごみ排出量

#### 現状

#### ◆家庭系ごみ

平成 12 年の家庭系ごみの有料化導入により大幅な減量を達成し、平成23年度以降の排出量及び排出量原単位(※)は、増減を繰り返し概ね横ばいの傾向にあります。

#### ◆事業系ごみ

事業系ごみは、平成24年度以降の傾向としてほぼ横ばいから微減で推移しています。これは町内事業者における食品加工残渣等の再資源化が進んでいるものと思われます。

#### ◆合計排出量原単位

家庭系、事業系ごみの合計排出量原単位は、事業系ごみ量が微減のため平成24年度より若干の減少傾向となっております。

※排出量原単位:1人が1日に排出する平均ごみ量

#### 課題

- ●家庭系ごみ排出量の更なる削減
- 事業系ごみの分別の徹底等による、ごみ量排出量合計の削減

表 2-1 家庭系ごみ有料化導入後のごみ量の推移

	•		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人口		人	19,359	19,122	18,791	18,446	18,069	17,751	17,392	17,023	16,687
家庭系ごみ	収集		3,829	3,842	3,612	3,850	3,813	3,470	3,540	3,469	3,316
	直接搬入	t/年	347	370	396	393	433	509	396	394	414
	計		4,176	4,212	4,008	4,243	4,246	3,979	3,936	3,863	3,730
	排出量原単位	g/人·日	591	603	584	630	644	614	620	622	613
事業系ごみ	許可業者		3,030	3,023	2,800	2,657	2,692	2,663	1,997	2,017	2,038
	直接搬入	t/年	652	700	705	515	633	791	658	646	448
	計		3,682	3,723	3,505	3,172	3,325	3,454	2,655	2,663	2,486
	排出量原単位	g/人·日	521	533	511	471	504	533	418	429	408
合計		t/年	7,858	7,935	7,513	7,415	7,571	7,433	6,591	6,526	6,216
	排出量原単位	g/人·日	1,112	1,137	1,095	1,101	1,148	1,147	1,038	1,050	1,021

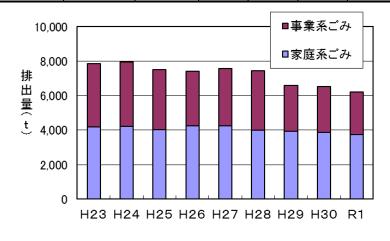


図 2-2 ごみ量の推移

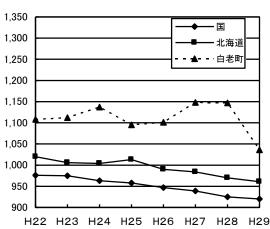


図 2-3 排出量原単位の推移

#### 2. ごみ処理経費

#### 現状

#### ◆ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成 23 年度では約5億3千万であったのに対し、 平成 25 年度まではバイオマス燃料化施設運営経費の増大に伴い歳出が 増加傾向にありましたが、平成 26 年度の運営規模縮小を機に年々減少 傾向にあります。

なお、燃料化施設は平成30年度に廃止を決定し、起債の一括償還や 交付金国庫納付に伴い歳出が3億8千万となっております。

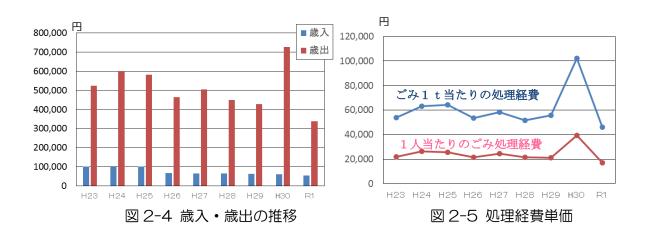
#### 課題

- ●ごみ排出量の削減
- ●ごみ処理経費の見直し、軽減

表 2-2 ごみ処理経費の推移

単位:千円

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	一般廃棄物処理手数料	65,216	65,034	63,761	55,809	57,502	56,193	53,140	52,084	52,742
歳入	資源回収売払収入等	1,027	949	1,601	2,117	1,885	769	552	1,032	752
成八	固形燃料売払収入	35,509	33,806	34,969	9,076	4,959	7,818	8,249	6,697	0
	歳入合計	101,752	99,789	100,331	67,002	64,346	64,780	61,941	59,813	53,494
	事務経費	301	1,724	1,693	1,682	1,675	1,752	1,803	1,719	1,804
	有料化経費	12,701	12,919	12,804	12,639	13,136	12,466	12,532	12,885	13,428
	広域処理経費	115,400	118,119	125,656	177,485	193,910	192,266	173,981	165,178	182,449
	環境衛生センター管理運営経費	36,704	38,871	36,824	43,843	38,228	32,819	34,133	34,756	34,946
歳出	収集経費	82,993	87,423	86,282	88,583	88,485	87,585	92,411	91,603	97,539
	バイオマス燃料化施設運営経費	232,206	246,797	231,508	75,438	105,567	56,987	50,020	43,987	8,746
	経常経費計	480,305	505,853	494,767	399,670	441,001	383,875	364,880	350,128	338,912
	最終処分場等起債償還金	44,516	96,234	87,750	64,713	64,576	65,782	64,033	377,273	0
	歳出合計	524,821	602,087	582,517	464,383	505,577	449,657	428,913	727,401	338,912
ごみ処	l理経費(歳出-歳入)	423,069	502,298	482,186	397,381	441,231	384,877	366,972	667,588	285,418
ごみ1	t当たり経費 (円/t)	53,839	63,302	64,180	53,592	58,279	51,779	55,678	102,297	45,917
1人当	たり経費 (円/人)	21,854	26,268	25,660	21,543	24,419	21,682	21,100	39,217	17,104



#### 3. ごみ減量・リサイクルの状況

#### (1) 資源ごみの分別収集

#### 現状

#### ◆分別収集

本町では、容器包装リサイクル法に基づく対象品目のうち、缶(アルミ・スチール)、びん(茶色・無色、その他の色)、ペットボトルの3種類を分別収集しています。このうち、ペットボトルは平成 28 年度からバイオマス燃料化施設にて固形燃料の副資材として活用されていましたが、平成 30 年度末で燃料化施設の稼動休止、令和元年度末を以って事業廃止となったことにより、登別市での広域処理となりました。

#### ◆資源化量

資源ごみの分別収集などによる資源化量は減少傾向にあります。

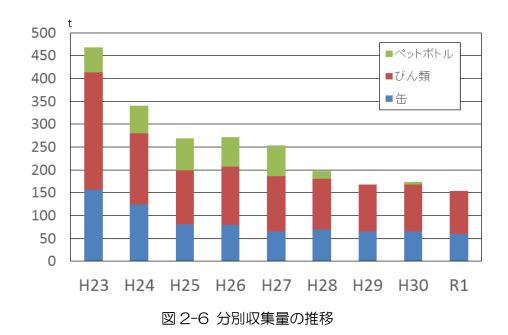
課題

●分別の徹底

表 2-3 資源化量の推移

単位: t /年

区分	種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	缶	156	124	81	79	66	70	66	66	60
容器包装	びん類	257	156	118	128	120	110	102	102	94
リサイクル法対象	ペットボトル	55	61	70	65	68	17	0	5	0
	計	468	341	269	272	254	197	168	173	154



#### (2)集団回収、拠点回収

#### 現状

#### ◆集団回収

本町では白老町3R推進協議会(以下「協議会」という)の登録団体を中心に町内会やスポーツ団体などの各種団体により、古紙回収活動の取り組みが活発に行われていますが、電子媒体等の普及により古紙の回収量は徐々に減少傾向にあります。

#### ◆拠点回収

平成 16 年から古着・古布の拠点回収が開始され、令和元年度実績で 10,028kg が回収されています。(令和2年現在で公共施設ファ所) また、平成21年2月からは「廃食用油」、平成24年7月からは「小型家電」の拠点回収も開始しております。

#### 課題

#### ●拠点回収体制の強化

表 2-4 集団回収量実績

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回収団体数	135	148	144	164	156	159	166	161	170
新聞紙	269	222	231	224	224	208	208	183	184
雑誌	78	78	76	78	79	76	65	61	62
段ボール	162	155	188	160	143	129	147	150	167
合計	509	455	494	462	446	413	420	394	413

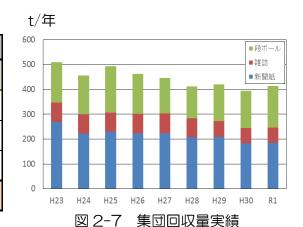


表 2-5 拠点回収量実績

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
古着·古布	1,853	2,057	2,279	9,614	10,139	8,046	6,584	9,105	10,028
小型家電	1	599	11,209	22,051	15,394	17,224	16,255	19,342	18,078
回収量合計	1,853	2,656	13,488	31,665	25,533	25,270	22,839	28,447	28,106

kg/年
35,000
30,000
25,000
15,000
10,000
10,000
H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
図 2-8 拠点回収量実績

9

#### (3) 生ごみの減量

現状

本町では、ごみの減量化を推進していくため、協議会が実施している 一般家庭に対する生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入助成事業を積 極的に支援しています。

課題

- ●生ごみ堆肥化容器、家庭用生ごみ処理機(コンポスト)の普及促進
- ●適正な処理方法の情報提供

表 2-6 白老町3 R推進協議会生ごみ堆肥化容器助成個数

		HJZ	1104	LIOE	1.100	1107	1.100	1.100	1100	D4
	H4~H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ堆肥化容器助成個数	1,462	6	2	8	3	2	14	1	9	5
累計個数	1,454	1,460	1,462	1,470	1,473	1,475	1,489	1,490	1,499	1,504

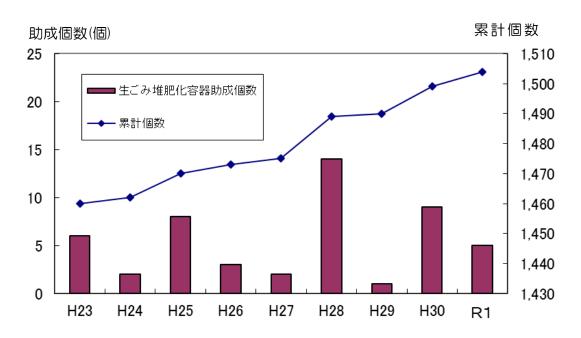


図 2-9 平成 23年以降の生ごみ堆肥化容器助成個数の推移

#### 4. ごみ収集体制

#### 現状

本町では、家庭系ごみの分別区分を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「燃料ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」の6区分とし、分別については、「ごみ分別辞典」(図2-10)を配布し指導を行っております。

平成 12 年度に家庭系ごみの有料化を実施したことから、燃やせるごみと燃やせないごみは町の指定有料ごみ袋を使用し、燃料ごみ・資源ごみ・有害ごみは市販の透明・半透明袋を使用し排出することとしており、ごみステーションで収集を行っています。なお、粗大ごみは事前申し込み制(有料)で戸別収集しております。

事業系ごみは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4区分とし、町で収集・運搬は行わず、事業者責任において処理することを原則に自己搬入または許可業者による収集を行っています。

#### 課題

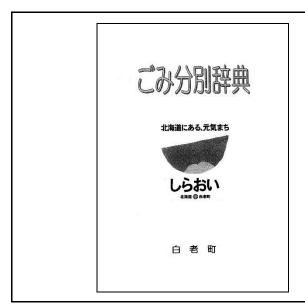
- ●収集作業の効率化とコストの削減
- ●ステーションの適正配置
- ●町民のごみ排出時における利便性の向上

#### 表 2-7 ごみの分け方、出し方

分 別	出し方	収集回収	主な品目
燃やせるごみ (有料)	指定袋 青	週2回	・材質が燃えるもので、大きさが40cm以下のもの 紙類、繊維類、ゴム・合成皮革製品、木・竹類、生ごみ(厨芥)類、プラスチック類、その他(吸殻、掃除のちり、100円ライター、紙おむつ、ペットのふん、食用油等)
燃やせないごみ (有料)	指定袋 黄 又は ごみ処理券	月2回	・材質が燃えないもので、140cm以下、重さが10kg以下のもの ・素材が燃えるものでも、大きさが40cmを超え140cm以下のもの 金属類、家電製品類、木・竹類、陶器・ガラス、小型道具・家具類・その他(木 製品、毛布、かさ、三輪車、ゴムボート等)
燃料ごみ	透明袋、半透明袋	週2回	・汚れていない紙類全般 ・汚れていないプラスチックの袋やラベル、卵のパック ・牛乳パックや食料等の入っていた紙製容器(中をきれいにすすいで乾かす) ・金物は取り外し、汚れているもの、発泡トレイ、硬いプラスチックは燃やせるごみへ
資源ごみ	透明袋、半透明袋	月2回	缶類(飲料缶、食品缶、カセットボンベ、スプレー缶等)、びん類(飲料びん、 食品・調味料びん等) ペットボトル
有害ごみ	透明袋、半透明袋	月2回	<ul><li>・水銀等の有害物質を含むもの、充電式の電池</li><li>・透明、半透明袋に「有害」と書いて燃やせないごみの日に出す</li><li>体温計、ボタン電池、充電式の電化製品、蛍光管、等</li></ul>
粗大ごみ (有料)	ごみ処理券	申込み制 (月2回)	タンス類、食器棚、ソファ、こたつ、ベッド、下駄箱、机、ふとん、自転車、たたみ、 じゅうたん(カーペット)、テーブル、金属類(鉄アレイ・ホットプレート等)、ドア、 灯油タンク(90L以下のもの)、健康器具、大工道具、工具類、等

表 2-8 収集しないごみ

対 象	主な品目
廃家電リサイクル5品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン ・ 各販売店に引き取り依頼
家庭系パソコン	デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ  対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、劇薬とその容器、等
危険性・引火性のあるもの	火薬類、ガスボンベ、消火器、灯油、ガソリン、塗料、等 助売店・専門業者又は許可業者へ相談
その他	コンクリート製品、レンガ、タイヤ、ホイール、オートバイ、スクーター、耐火金庫、大型楽器(ピアノなど、)墓石、仏壇、電動マージャン台、ビリヤード台、浴槽、ボイラー、ホームタンク(91L以上)、ドラム缶(200L以上)、等



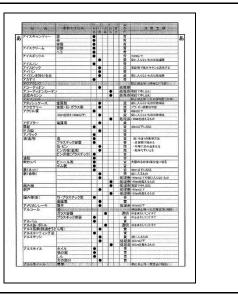


図 2-10 ごみ分別辞典

#### 5. ごみ処理施設

#### (1)中間処理

#### 現状

白老町のごみは、登別市クリンクルセンター(焼却施設、破砕施設、 資源化施設)において、減容化、資源化、再利用等の適正処理を共同で 行ってきましたが、平成21年4月の「白老町バイオマス燃料化施設」 稼働開始により、燃えるごみとペットボトルについては本施設にて処理 することとなりました。しかし、町財政の急激な悪化等諸事情により、 令和元年度末を以ってバイオマス燃料化施設を廃止し、令和2年度より 白老町のごみ全量を登別クリンクルセンターで処理することとします。

#### 課題

#### ●処理コストの低減

#### 表 2-9

白老町バイオマス燃料化施設の概要

施設名	施設内容(規模)
白老町	
バイオマス燃料化施設	高温高圧処理機台数
※平成 26 年度規模縮小運転	処理方法 高温高圧処理(230℃、30気圧) 処理量 37.6 t /日
平成 30 年度末事業休止	固形燃料年間生産量 約11,000 t/年
令和元年度末事業廃止	

#### 表 2-10

登別市クリンクルセンターの概要

施設名	施設内容(規模)
焼却処理施設 (流動床式焼却炉)	123 t /日(61.5 t ×2 炉) ※1 日 24 時間稼働
破砕処理施設 (低速回転式十高速回転式)	24 t /日 ※1 日 5 時間稼働
資源化施設	11 t /日 ※1 日 5 時間稼働 ・選別種類 スチール缶、アルミ缶、びん

表 2-11 バイオマス燃料化施設 固形燃料化処理実績(H22~H30 稼働)

単位: t /年

区	分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
燃料化処理量		6,516	6,498	6,059	432	461	493	590	650	322
	燃やせるごみ	5,813	5,799	5,548	367	392	424	522	586	252
	食品加工残渣	634	629	442	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	69	70	70	65	68	68	68	64	70

#### ※R1 は、暫定的に町外の民間事業者で固形燃料化を実施。

表 2-12 登別市クリンクルセンター焼却・破砕処理実績

単位: t/年

☒	分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理量		286	293	564	6,119	6,290	5,982	5,223	5,226	5,144
	燃やせるごみ	0	0	247	5,842	5,958	5,686	4,927	4,913	4,864
	破砕後可燃物	286	293	317	277	332	296	296	313	280
焼却鉄分		2	2	4	43	38	36	34	27	26
破砕処理量		406	435	458	400	469	452	446	487	426
	破砕後可燃物	286	293	317	277	332	296	296	313	280
	破砕鉄	49	52	49	40	51	68	62	64	45
	破砕残渣	71	90	92	83	85	88	88	110	101

#### 表 2-13 登別市クリンクルセンター資源ごみ処理実績

単位:t/年

×	分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
資源ごみ処理	里量	253 241 224 232 208 205 192		186	171					
75	無色	45	46	45	45	44	40	38	37	33
ん 類	茶色	62	60	52	57	54	48	46	45	43
類	その他の色	17	25	21	25	22	22	18	20	18
缶	アルミ缶	38	36	37	38	38	42	27	40	22
類	スチール缶	56	50	44	41	28	29	39	26	37
ペットボトル	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物残渣		35	24	25	25	22	25	24	18	18

表 2-14 白老町環境衛生センター直接資源化量実績

単位:t/年

×	分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接資源化量	Ē	63	60	71	73	79	98	77	75	75
	金属類	38	36	42	40	47	59	47	46	51
	紙類(紙パック・	25	24	29	33	31	39	30	29	24
	処理困難物	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### ※処理困難物:施設において処理が困難で再生事業者等で委託処理したもの

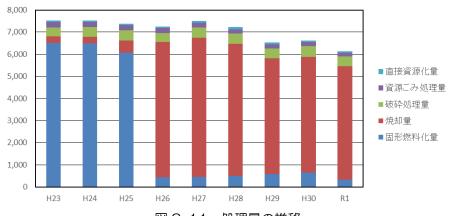


図 2-11 処理量の推移

#### (2) 最終処分

#### 現状

白老町環境衛生センターの一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化やバイオマス燃料化施設の稼働、さらに民間処分場の利用により延命化されています。また、埋立残容量については平成28年度までは埋立量の積算で残容量を算出していましたが、平成29年度より測量による実測値を採用しており、これに伴い埋立物の重さによる沈み込み等が考慮され、残容量が増加しております。

しかしながら、現状の埋立ペースでは令和5年頃に埋立が終了となる 見通しであるため、新処分場の整備または既存処分場の嵩増しなどの検 討を早急に行う必要があります。

#### 課題

- ●適正な維持管理
- ●既存処分場の嵩増し及び新設の検討

表 2-15 一般廃棄物管理型最終処分場の概要

施設の名称	白老町環境衛生センタ	白老町環境衛生センター						
施設の所在	白老郡白老町字白老:	白老郡白老町字白老 778 番地 17						
敷地面積	135,700m <sup>2</sup>							
供用開始	平成 11 年 4 月	管理体制	委託					
埋立対象物	焼却残渣、破砕後不燃物、資源化処理残渣、道路清掃ごみ							
埋立面積	8,000m <sup>2</sup>	埋立容量	23,900m³					
埋立構造	準好気性埋立	遮水方法	二重遮水シート					
浸出水処理施設能力	21m³/⊟	浸出水調整池容量	897m³					
浸出水処理方法	生物処理(回転円盤+凝集沈殿)							

#### 表 2-16 埋立実績及び埋立残容量

単位:m<sup>3</sup>/年

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
焼却残渣	0	0	0	398	0	0	0	0	0
不燃物•資源物残剂	Δ O	0	0	106	0	0	0	0	0
道路清掃ごみ等 (直接埋立量)	635	625	559	145	139	145	151	94	84
覆土量 (覆土量)	260	259	251	207	85	122	130	135	173
埋立量計(含計)	895	884	810	856	224	267	281	229	257
埋立残容量	3,088	2,204	1,938	1,082	858	591	683	1,379	1,122

<sup>※</sup>平成26年度から燃料ごみ及びペットボトルを除くごみを登別で処理することとしたため、登別市の焼却灰及び不燃物・資源物残渣の一部を本町で受け入れ開始し、平成26年度は本町の処分場で、以降は民間処分場で処分されている。

## 第3章 基本方針及び目標

#### 1. 計画の基本方針

本計画は、人と自然が共生できる循環型社会の形成に向けて、廃棄物 による環境への負荷をできる限り低減するため、町民・事業者・行政の 協働によりごみの減量化及びその適正な処理等の推進を図るための基 本方針を次のとおりとします。

#### 基本方針

### 基 本 方 針

1

ごみ減量・リサイクルの意識啓発

がみられるのが実情です。 地球規模の環境問題から、白老町におけるごみ処理の現状まで、町民 1人ひとりが知識を身につけ、具体的な行動につながるような意識変革

事業者の意識は変わりつつありますが、ごみ問題への関心度には温度差

近年における地域住民の環境問題への関心の高まりとともに、町民や

環境学習の機会や情報の提供により、ごみ減量やリサイクルへの自主 的な取り組みを促進するような意識啓発を行っていきます。

## ごみ減量

が必要です。

## 基 本 方 針

2

家庭や事業所などから排出されるごみの発生を抑制するためには、製 造事業者におけるすぐにごみとならない商品の製造、販売事業者におけ る過剰包装の抑制、不必要な容器の使用抑制、消費者におけるごみにな らない商品の選択など、製造、販売、消費の各段階で考えて取り組むこ とが大切です。

町民や事業者におけるごみの減量に向けた取り組みを促進するため、 家庭系ごみの減量、事業系ごみの減量、再使用、再利用に関する取り組 みを行っていきます。

### リサイクル

## 基本方針

家庭や事業所等から排出される可燃ごみや不燃ごみの中には、資源ごみとして分別している空き缶、空きびん、ペットボトルなどが分別されずに排出されているものもまだありますので、現在のごみ出しルールによる分別の徹底を行っていきます。

(3)

集団資源回収による古紙回収を継続するとともに、資源物として活用できるものは民間リサイクル施設を活用するなど、新たなリサイクルの取り組みを積極的に行っていきます。

#### 適正なごみ処理

## 基本方針

ごみの処理については、公衆衛生や生活環境の保全上支障の無いよう 適切に行っていく必要があります。

ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境への配慮を優先しつつ、安全・安心で精度の高いごみ処理を行っていきます。中間処理は、登別市との広域共同処理を継続していくとともに、最終処分場の新設・嵩増し等についての検討を早急に行っていきます。

また、町内から発生する再生可能な資源の有効利用について、町内事業者等の取り組みを積極的に支援し、地域に根ざした循環型社会を形成するための取り組みを行っていきます。

**4**)

#### (1)目標年次

本計画は、平成 26 年度(2014年)から令和5年度(2023年)までの10年間を計画期間とします。

また、計画の実現性を考慮し第6次白老町総合計画と連動し推進することから、中間目標年次を令和元年度(2019年)としていましたが、令和元年度末を以ってバイオマス燃料化施設が廃止となったこと考慮し、令和2年度(2020年)を中間目標年次とすることで、本計画の内容を一部見直すこととしました。

なお、社会情勢や廃棄物対策をとりまく環境の変化に対応して適切に 見直して行くこととします。

#### (2) 事業者・行政・町民の役割

ごみの減量やリサイクルを推進していくためには、それぞれの立場で、 それぞれの役割を果たし、町民・事業者が行政と一体となった協働の取 り組みが必要です。

行 政

町は、循環型社会の構築に向けて、町民や事業者がごみ減量のための行動が円滑に行われるように、意識啓発を積極的に進め、ごみ減量やリサイクル活動に対する町民や事業者の自発的な取り組みへの支援を行い、町民・事業者との連携を強化するとともに、環境に配慮した適正なごみ処理を推進していきます。

事業者

事業者は、ごみの排出事業者として、その処理に責任があることを認識し、循環型社会の形成に向けて事業活動を見直し、ごみの減量化やリサイクル型経営への方向転換を図り、環境負荷の低減に配慮した商品の開発や販売に努めるとともに、廃棄物の有効利用を進め、ゼロエミッション(※)社会の実現を目指す行動を行っていきます。

(町民)

町民一人ひとりが、自らごみの排出者であることを認識し、ごみの減量化や再使用・再利用を優先したライフスタイルに見直し、ごみ減量のための工夫や資源化等に努め、町内会等が実施する集団回収等にも積極的に参加し実践する、責任ある行動を行っていきます。

(※)ゼロエミッション:ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出量(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築をめざすもの。(環境省:循環型白書より)

#### 2. ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、家庭から排出され町が収集する家庭系ごみと、主に事業所から排出される事業系ごみに分けて予測を行います。

家庭系ごみは人口の変動により変化することから、過去のごみ量から 町民1人が1日に排出する平均的なごみ量である排出量原単位を求め、 人口の予測と排出量原単位の予測をそれぞれ行い、将来の計画家庭系ご み量を求めます。

また、事業系ごみ量は、事業活動の変化に伴い発生量が増減するため、 家庭系ごみとは異なり、年間排出量により予測を行います。

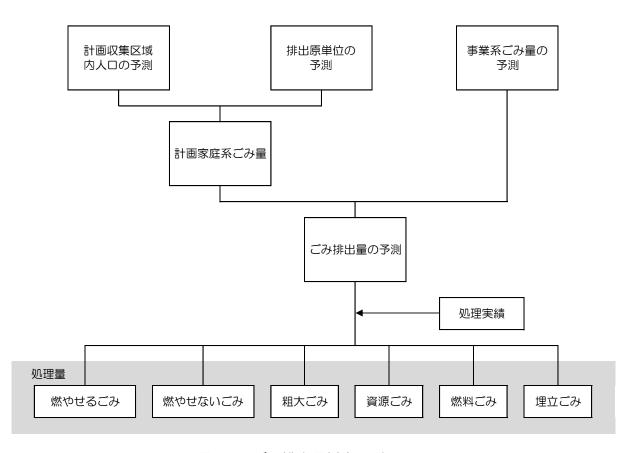


図 3-1 ごみ排出量将来予測フロー

排出量原単位 $(g/A \cdot \Theta) = \frac{排出ごみ量(t/年)}{計画収集区域内人口(人)×年間日数(日)} ×1,000,000$ 

#### (1)計画処理区域内人口の将来予測

#### 予測結果

町の人口は近年減少を続け、過去5年間で1,759人(1.91%/年)減少、また、国立社会保障・人口問題研究所のデータ(2015年17,740人→2025年14,213人、減少率1.99%/年)でも同様に減少の傾向を示しています。

全国的に少子高齢化が進み人口が減少に転じている状況から、人口減少に歯止めがかかることは見込めないため、推計結果を将来予測として 15,088 人とします。

平成 25 年度から 10 年間で 3,703 人、19.7%減少する結果となります。

計 画 人 口 15,088 人
------------------

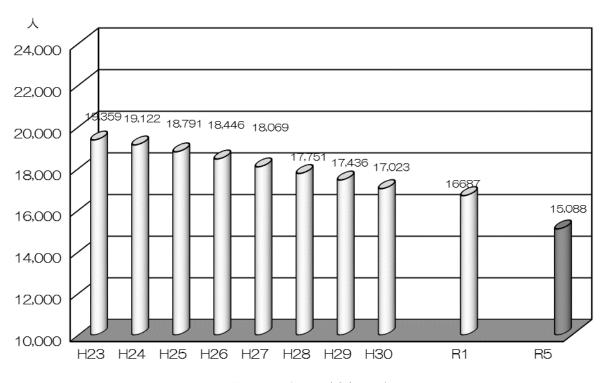


図3-2 人口の将来予測

#### (2) ごみの発生量及び処理量の見込み

#### ① 家庭系ごみの排出量原単位の将来予測

#### 予測結果

1人が1日に排出する平均ごみ量である排出量原単位の推移は、収集・直接搬入量の合計で、平成12年度以降増加傾向にありましたが、平成23年度以降は増減を繰り返しつつも微増となると予測します。

予測値の算出については、P23表3-1に示すとおり、人口の 将来予測から積算した収集ごみ及び直接搬入ごみの合計となります。

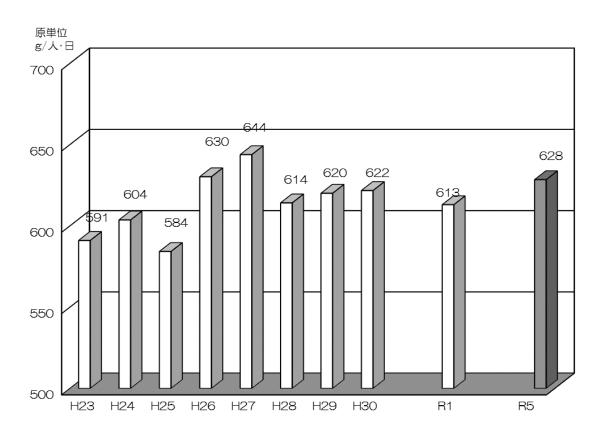


図 3-3 家庭系ごみ排出量原単位の将来予測結果

#### ② 事業系ごみの将来予測

#### 予測結果

事業系ごみの推移は平成 20 年度をピークに増加傾向となっておりますが、社会情勢や景気動向に大きく左右される場合があることから、これらの影響を考慮して正確に将来予測を行うことは、難しいところであります。

今後、予測結果を達成するためには、ごみの排出抑制に対する日頃の取り組みや分別の徹底が重要になります。

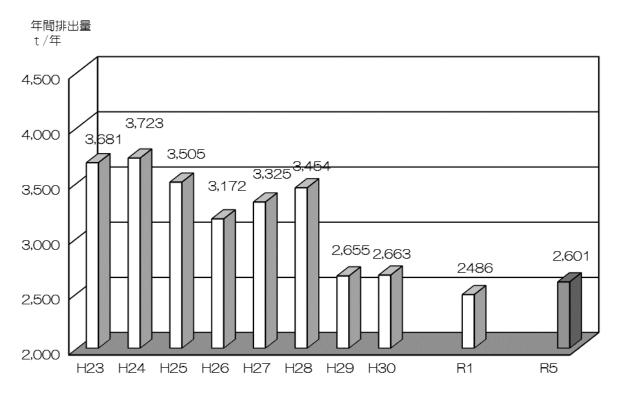
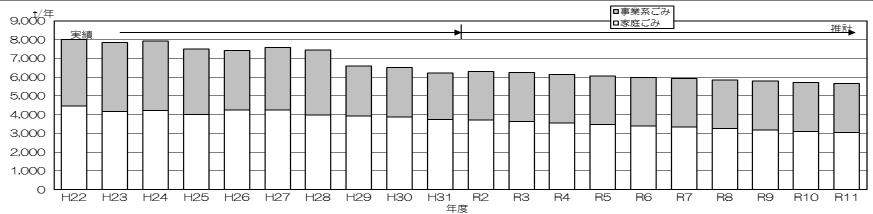


図 3-4 事業系ごみの将来予測結果

表 3-1 予測結果まとめ

							家庭ご	み					事業系ごみ			_	計
\	. [				収集	ごみ				直接搬入	計	合計	許可業者	直接搬入	計		٥٥١
	/ [	収集人口	可燃	不燃	資源	粗大	合計	有害	年間量	年間量	年間量	排出原単位		年間量		年間量	排出源単位
		(人)			(g/人·日)			t/年	(t/年)	(t/年)	(t/年)	g/人·日		(t/年)		(t/年)	g/人·日
	H22	19,770	470	27	54	3	554	1	3,999	455	4,454	617	3,073	470	3,543	7,997	1,108
	H23	19,359	464	27	48	2	541	1	3,824	352	4,176	591	3,029	652	3,681	7,857	1,112
	H24	19,122	469	31	47	3	550	1	3,840	373	4,213	604	3,023	700	3,723	7,936	1,137
	H25	18,791	443	33	47	3	526	1	3,609	398	4,007	584	2,800	705	3,505	7,512	1,095
実	H26	18,446	496	30	44	2	572	1	3,852	391	4,243	630	2,657	515	3,172	7,415	1,101
績	H27	18,069	500	30	44	4	578	1	3,813	433	4,246	644	2,692	633	3,325	7,571	1,148
"50	H28	17,751	469	23	42	2	536	1	3,474	505	3,979	614	2,663	791	3,454	7,433	1,147
	H29	17,392	483	26	44	4	557	1	3,537	399	3,936	620	1,997	658	2,655	6,591	1,038
	H30	17,023	479	27	44	5	555	1	3,449	414	3,863	622	2,017	646	2,663	6,526	1,050
	H31	16,687	475	25	41	4	545	1	3,320	410	3,730	613	2,038	448	2,486	6,216	1,021
	R2	16,247		552		5	557	1	3,303	408	3,711	626	2,017	584	2,601	6,312	1,064
	R3	15,861		552		5	557	1	3,233	403	3,636	628	2,017	584	2,601	6,237	1,074
	R4	15,474		552		5	557	1	3,146	398	3,544	627	2,017	584	2,601	6,145	1,088
	R5	15,088		552		5	557	1	3,068	393	3,461	628	2,017	584	2,601	6,062	1,101
推	R6	14,769		552		5	557	1	3,003	388	3,391	629	2,017	584	2,601	5,992	1,112
計	R7	14,449		552		5	557	1	2,946	383	3,329	631	2,017	584	2,601	5,930	1,121
	R8	14,132		552		5	557	1	2,873	378	3,251	630	2,017	584	2,601	5,852	1,135
	R9	13,815		552		5	557	1	2,809	373	3,182	631	2,017	584	2,601	5,783	1,147
	R10	13,497		552		5	557	1	2,744	368	3,112	632	2,017	584	2,601	5,713	1,160
	R11	13,180		552		5	557	1	2,687	363	3,050	634	2,017	584	2,601	5,651	1,171



3-5 予測結果まとめ

#### 3. ごみ減量・リサイクル率目標

#### (1)減量目標

#### ① 家庭系ごみ排出量原単位の減量目標

#### 減量目標

平成13年4月から廃棄物の野外焼却が原則禁止されたことにより増加傾向にありましたが、平成24年度には以前の水準にまで回復しました。令和2年3月に北海道が公表した、生活系原単位(家庭ごみ原単位)の平成29年度実績598g/人・日(道内平均)を上回っており、今後は更なる減量を目指し、令和5年度で607g/人・日とすることを減量目標とします。

家庭系ごみ排出量原単位 607g/人・日 目 標 値 令和1年実績より令和5年度までに1%の減量

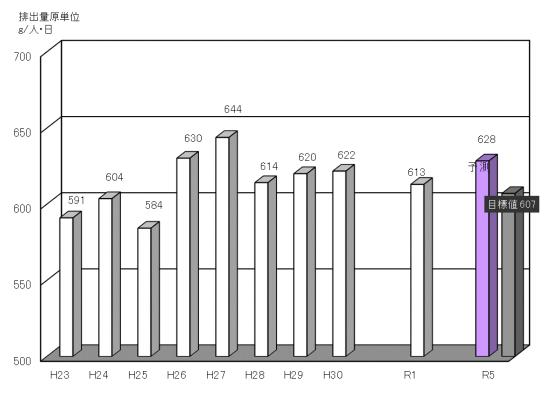


図 3-6 家庭系ごみ排出量原単位の減量目標

表3-2 北海道の原単位目標

北海道廃棄物処理計画(令和2年3月)					
生活系原単位	550g/人·日以下(令和6年度目標値)				

#### ② 事業系ごみの減量目標

#### 減量目標

推計結果から、事業系ごみ量は食品加工残渣の減により、減少する結果となりました。しかし、令和2年より、国立アイヌ民族博物館の開館に伴い、事業活動が活発になることが予想されるため、継続的な取り組みを実施する必要があります。

令和5年度の目標数値は現在予測されているごみ量の5%減とし、 2,471 t/年とします。

目標	植	事業系ごみ量 2,471 t/年
		令和 5 年度までに予測値の 5%減量

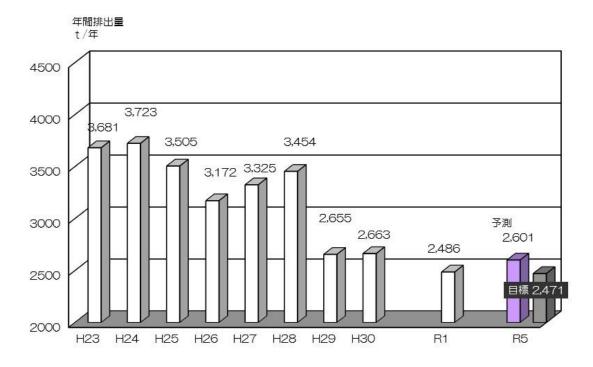


図 3-7 事業系ごみの減量目標

#### ③ ごみ排出量合計の減量目標

#### 減量目標

家庭系ごみ排出量原単位の減量目標と人口予測から、家庭系ごみ量は減少し、事業系ごみの減量目標を達成することで、予測量 6,062 t に対し、約250 t の減量となります。令和2年に北海道が示した、一般廃棄物の減量目標「平成29年度比10%削減(令和6年度目標-7年間削減率)」に対し、白老町の目標値を達成すると、平成29年度から令和5年度の7年間では約10%の削減となります。

			ごみ排出量 5,814 t /年
Ħ	標	値	(H29~R5 の 7 年間で約 10%削減)
			家庭系ごみと事業系ごみの合計

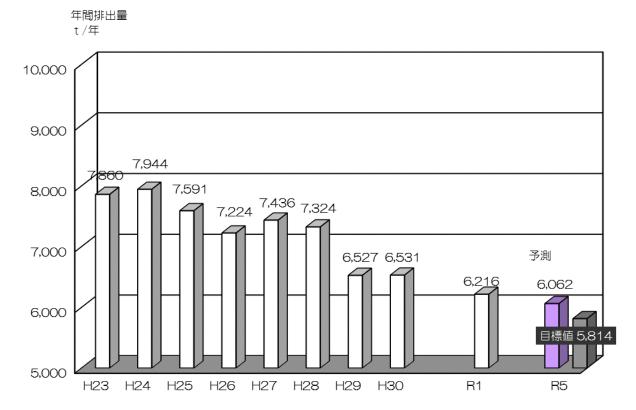


図 3-8 ごみ排出量の減量目標

ごみ排出量目標(t/年) = 計画人口(人)×家庭系ごみ排出源単位目標(g/人·日) ×365(日)/1,000,000+事業系ごみ目標(t/年)

表3-3 北海道の排出量削減目標

北海道循環型社会形成推進基本計画(令和2年3月)			
一般廃棄物の排出量	平成29年度比10%削減(令和6年目標-7年間削減率)		

#### (2)リサイクル率目標

リサイクル 率 目 標<sub>]</sub> バイオマス燃料化施設の稼働開始により、平成25年度では79%を超える数値となっていますが、平成26年度以降可燃ごみの再広域化により20%前後で推移しています。今後は、拠点回収の量を増やす取組みと、燃やせないごみの発生量を削減し、リサイクル可能なものを増やす取り組みをすることで、リサイクル率20%を目標とします。

目 標 値	店	20%
	Ш	平成 26 年度以降の平均値を維持

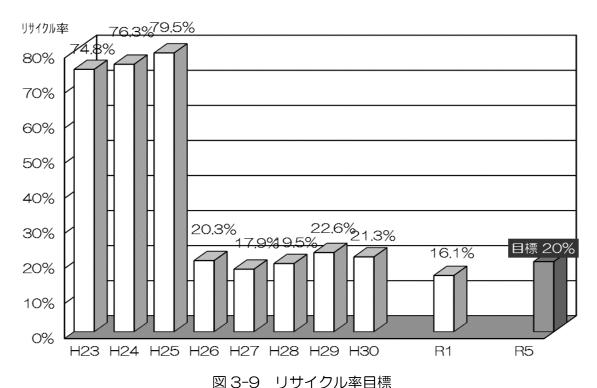


図33 ググイブル学日保

#### 表3-4 国、道のリサイクル率目標値

廃棄物の減量に関する国の目標量(平成28年)		
再生利用率	27%	
北海道循環型社会形成推進基本計画(令和2年3月)		
一般廃棄物のリサイクル率	30%	

 リサイクル率(%)
 =
 資源化量 + 集団回収量

 ごみ処理量 + 集団回収量

## 第4章 目標達成に向けた取り組み

町、事業者、町民が連携を取りながら、第3章に示した基本方針、目標の達成に必要な取り組みを効果的、効率的に推進することで、循環型社会の形成を図ることが可能となります。

それぞれの役割分担を明確にしながら、目標達成に向けた取り組みに ついて、本章に示します。

#### 1. ごみ減量・リサイクルの意識啓発に向けた取り組み

ごみ減量・リサイクルの意識啓発の基本方針に基づく施策として、「情報の提供・指導の充実」、「環境学習・環境教育の充実」を重点的な取り組みとします。

「情報の提供・指導の充実」の取り組みは、積極的な広報、説明会の実施、 排出時の指導充実など、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、その情報を活用し、地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。

「環境学習・環境教育の充実」の取り組みは、ごみ問題に限らず、環境に対する関心を高めるため、環境教育・学習機会の充実、学校教育、社会教育における環境教育の充実を図ります。

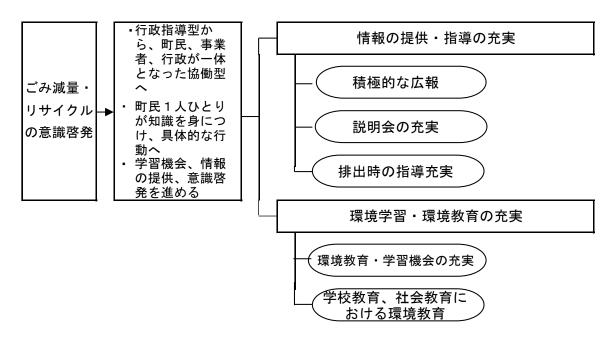


図 4-1 ごみ減量・リサイクルの意識啓発の取り組み体系

#### (1)情報の提供・指導の充実

町民や事業者がごみの減量やリサイクルに自主的に取り組むために 必要な情報を、あらゆる方法で広く発信していきます。

## ① | 積極的な広報

でみの減量化、分別等に関する啓発啓蒙を積極的に行い、その情報 内容を充実させます。

事業者 製造事業者及び販売業者は、リサイクル製品を取扱い、積極的に PR します。

町 民 行政や事業者が発信する情報に関心を持ち、ごみ問題についての意識向上に努めます。

## ② 説明会の充実

(元 政) 廃棄物に関する出前講座の利用を、町内会や事業者等に積極的に働きかけます。

事業者 廃棄物に関する理解を深めるため、出前講座等の積極的な利用に努めます。

町 民 廃棄物に関する理解を深めるため、出前講座等の積極的な利用に努めます。

## ③ 排出時の指導充実

定期的なゴミステーションの巡視を行い、ごみの分別ルールに基づいた指導を行っていきます。

<sub>事業者</sub> ごみの分別ルールに基づいた排出を徹底します。

町 民 ごみの分別ルールに基づいた排出を徹底し、ごみ分別に関する町内 会等の活動に協力します。

## 取組内容

- 広報・HP 等による情報提供
- 出前講座の活用促進
- ごみの分別排出指導の充実

#### (2)環境学習・環境教育の充実

環境問題、ごみ問題の現状やリサイクルに関する知識を得ることは、 ごみの減量・リサイクルに具体的に取り組む上で、大切なことです。 その取り組みは、子供だけあるいは大人だけといった一定の年齢層に こだわらず、生涯学習としてあらゆる場面で取り組んでいきます。

## ① | 環境教育・学習機会の充実

町民・事業者にごみ問題や環境問題に理解を深めてもらうため、講演会や見学会を開催します。

事業者 町が開催する講演会や見学会に積極的に参加します。

町民町町が開催する講演会や見学会に積極的に参加します。

## ② 学校教育・社会教育における環境教育

環境教育に関する情報の提供に努め、環境意識の向上を図るとともに、環境美化・リサイクル・清掃等の活動を通し、学校と地域の連携による環境教育の充実を図ります。

事業者 リサイクル施設など、環境に関連する施設を、環境学習の場として 提供することに努めます。

町民 家庭や地域の環境活動に積極的に取り組むとともに、学校での環境 教育に協力するよう努めます。

## 取組内容

- 講演会、見学会
- 体験型学習機会の充実
- クリーンしらおいの推進

#### 2. ごみ減量に向けた取り組み

ごみ減量の基本方針に基づく施策として、「家庭系ごみ減量の促進」、「事業系ごみ減量の促進」、「再使用・再利用の促進」を重点的な取り組みとします。

「家庭系ごみ減量の促進」の取り組みは、ごみを出さないライフスタイルの実践を進め、事業者も自ら排出するごみの減量はもちろん、すぐにごみとなる商品の製造・販売の自粛を促進します。

「事業系ごみ減量の促進」の取り組みは、事業者が役割を認識し、適正な 負担となるような仕組みづくりを進めます。

「再使用・再利用の促進」は不用品の有効利用に向けて、情報交換と不用品の交換が行える仕組みづくりを進めます。

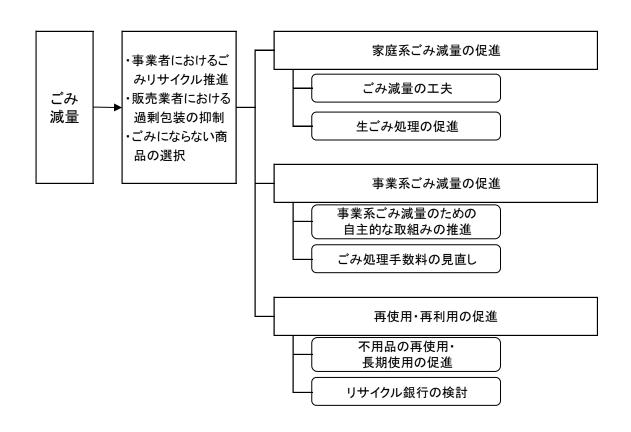


図 4-2 ごみの発生抑制の基本的考え方

### (1) 家庭系ごみ減量の促進

白老町における 1 人 1 日あたりの排出量は、全国平均に比べ高くなっていることから、町民 1 人 1 人の協力により、家庭から排出されるごみの減量を進めていきます。

# ① | ごみ減量の工夫

行 政

- 町民へ意識啓発及び情報提供を実施します。
- リサイクル活動を積極的に推進します。

事業者

- 環境にやさしい商品の開発、販売に努めます。
- 修理可能な商品や長く使用できる商品の開発に努めていきます。
- 過剰な包装の抑制に努めていきます。
- できるだけ使い捨て商品の販売を抑制します。

町民

- ・ライフスタイルを見直し、ごみを出さない工夫をします。
- ・すぐにごみとなる不必要なものは、買わないようにします。
- 使い捨て商品の使用を自粛し、詰め替え商品を利用します。

# ② | 生ごみ処理の促進

行 政

生ごみ堆肥化容器・処理機の購入助成制度等の活用により生ごみの減量を促進します。

事業者

生ごみ堆肥化容器・処理機の使用方法についての情報提供を積極的に行います。

町民

生ごみ堆肥の家庭菜園等での活用を推進していきます。

## 取組 内容

- 家庭系ごみ減量に関する町民への意識啓発及び情報提供
- 生ごみ堆肥化コンポスト・処理機購入助成事業に対する支援

### (2) 事業系ごみ減量の促進

白老町全体のごみ減量を図るため、増加傾向にある事業系ごみの発生抑制を推進していきます。

# ① 事業系ごみ減量の自主的な取り組みの推進

行 政 | 多量排出事業者に対する減量化指導を実施していきます。

事業活動に伴って生じた廃棄物処理の責任を明確にして、適正処理を指導していきます。

廃棄物のリサイクルを推進する事業者に対して、支援を行っていき ます。

事業者

自己処理責任を認識し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを積極的に実施します。

資源として活用できるごみは、できるだけ再資源化を図り、ごみに しないように努めます。

# ② ごみ処理手数料の見直し

行 政 事業系ごみの排出抑制と、家庭系ごみとの負担の公平性の観点から、 適正な手数料の見直しを実施します。

事業者 排出者責任の観点から、適正処理に係る応分の負担をします。

## 取組内容

- 多量排出事業者に対する減量化指導
- 産業廃棄物の混入防止対策の推進
- 事業系一般廃棄物手数料の見直し

### (3) 再使用・再利用の促進

ものを大切に長く使ったり、再使用可能な容器を使用した商品を選んだりすることで、ごみの発生量を抑制するばかりでなく、省エネルギーや省資源にもつながることから、不用品の再使用・再利用を推進していきます。

## ① | 不用品の再使用・再利用の促進

行 政

- ・団体等が行うフリーマーケット実施団体への支援と、町民の参加 を推進していきます。
- ・家庭で不用となった物品で、まだ使用できる物品の再使用・再利用を推進していきます。

事業者

修理体制を整え、再使用、再利用を推進します。

町民

- ・故障したものは修理して再使用・再利用に努めます。
- ・不用になった衣料品、家庭用品をフリーマーケットやリサイクルショップ等で活用します。

# ② リサイクル銀行の実施

行 政

再利用品の交換、再生利用品の販売など町民の情報交換の場を提供します。

事業者

再利用に必要な情報提供を行います。

町民

家庭で不用になったもの、譲って欲しいものの情報交換を行い、不 用品の再利用を進めていきます。

- リサイクル銀行推進事業
- 白老町3R推進協議会への事業支援
- グリーン購入の推進

### 3. リサイクルに向けた取り組み

リサイクルの基本方針に基づく施策として、「分別収集体制の強化」、「ごみの分別・リサイクルの推進」を重点的な取り組みとします。

「分別収集体制の強化」の取り組みは、現在行っている分別収集のルールを徹底するとともに、集団・拠点回収体制の強化を行っていきます。

「ごみの分別・リサイクルの推進」の取り組みは、現状の処理体制を考慮 しながら、リサイクル率を向上させるため、新たに分別収集を行う品目の検 討を行います。

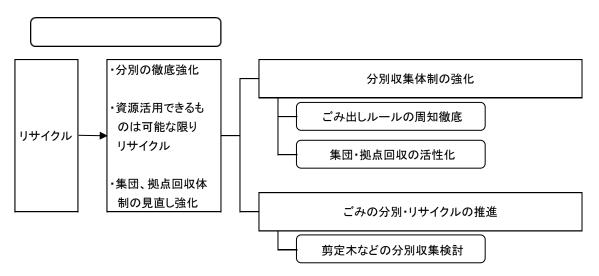


図 4-3 資源リサイクル推進の基本的考え方

### (1) 分別収集体制の強化

資源ごみは、定期的に収集されていますが、まだ分別されずにごみを 出されているなど、回収量が増加していないのが現状です。

また、集団回収量が減少している現状から、今後は古布・小型家電・ 廃食油の拠点回収体制を見直し強化をしていきます。

# ① ごみ出しルールの徹底

### 行 政

- ごみの分別方法や出し方等について、広報・HP等を通じて周知を 行います。
- ・ごみ分別辞典を発行していきます。
- 地域と連携し、ごみステーションでの指導等により分別ルールの 徹底を図ります。

### 事業者

・ごみ分別の必要性を理解し、ごみ分別方法等のルールを守り、資源ごみを正しく分別して排出します。

# 町民

- ごみ分別の必要性を理解し、ごみ分別方法等のルールを守り、資源ごみを正しく分別して排出します。
- ・ 地域に協力し、分別の徹底に努めます。

## ② | 拠点回収の見直し・強化

行 政

古布・小型家電・廃食油の拠点回収体制を見直し、回収量の増加に 向けた検討をしていきます。

事業者

回収・資源化業者は回収物が溜まらないよう適宜回収し、町民の参加に支障のないよう協力します。

町民

拠点回収活動に積極的に参加・協力します。

# 取組内容

- ごみ分別辞典の配布
- 転入者へのごみ分別等に関する指導
- 拠点回収体制(拠点筒所の増加等)の見直し

### (2) ごみ分別・リサイクルの推進

排出されたごみの内、資源として活用できるものは、民間のリサイクル施設等も活用して、新たなリサイクルの取り組みを積極的に推進していきます。

# ① | 剪定木等の分別収集の検討

行 政 剪定木や木材等の分別収集やリサイクルの具体的な実施方法等について検討していきます。

事業者 町が行う剪定木や木材等のリサイクルに関する検討に参加します。

町 民 町が行う剪定木や木材等のリサイクルに関する検討に参加します。

# ② リサイクル産業の支援

事業者のリサイクル技術開発、事業化に対し支援を実施していきます。

新たなリサイクルの技術開発、事業化に取り組んでいきます。

## 取 組 内 容

- 容器包装プラスチックの回収可能品目拡大の検討
- 剪定木や木材等リサイクルの検討
- 事業者の新たなリサイクル技術開発、事業化に対する支援
- 再生利用業の個別指定

事業者

### 4. 適正なごみ処理に向けた取り組み

### (1) 収集•運搬

ごみの収集・運搬に関して、環境負荷の低減を図りながらも、収集サービスの向上を図ることを目標に、「効率的な収集・運搬体制の確保」、「資源ごみ・燃やせないごみの収集頻度の見直しの検討」を重点的な取り組みとします。

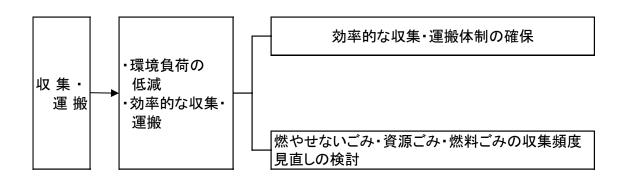


図 4-4 収集・運搬の基本的考え方

## ① 対率的な収集・運搬体制の確保

行 政

- ・ 収集委託業者や許可業者への適切な指導を行っていきます。
- ・収集運搬に要する収集体制や機材の工夫により、効率的な収集運搬体制を確保します。
- ・環境負荷を低減するため、収集・運搬車輌への低公害車導入を進めます。

事業者

・収集委託業者、許可業者は、ごみを適正に収集・運搬するため、 自ら資質の向上に努めます。

町民

・排出時間の厳守等、効率的な収集体制の構築に協力します。

# ② 資源ごみ・不燃ごみ・燃料ごみの収集頻度見直し

行 政

資源ごみや排出量の少ない燃やせないごみ、今後増加が見込まれる 燃料ごみの収集頻度について、町民ニーズに沿った見直し検討を行ってきます。

町民

収集頻度の見直し検討に対し、協力します。

- 資源ごみ、燃やせないごみ、燃料ごみの収集頻度の見直し検討
- ごみステーションの適正配置

### (2)中間処理

中間処理に関して、適正処理を目的として、「広域処理の推進」、白老町環境衛生センター内設備の一部廃棄の際に実施する必要がある「ダイオキシン対策」、さらに、リサイクルの推進を目的として、「民間リサイクル施設の積極的な活用」を重点的な取り組みとします。

登別市との広域連携を進めていく中でも、可能な限り資源回収を図りながら、環境負荷を抑え、衛生的、かつ安全に、破砕、選別等適正な処理を行っていきます。

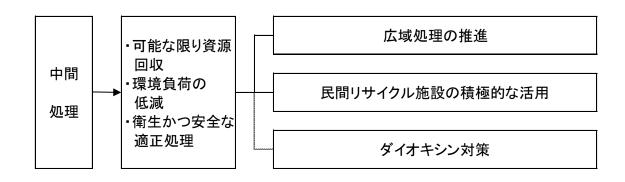


図 4-5 中間処理の基本的考え方

## ① | 広域処理の推進

(主) 住民の安全を第1に、ごみの発生抑制やダイオキシン類の削減対策に努め、適正な処理を推進していきます。

# ② 民間リサイクル施設の積極的な活用

(行 政) 焼却・破砕等の処理を行っているごみの中で、資源として活用できるごみは、今後、民間業者が進めている、リサイクル事業等への支援を行い、その活用を図っていきます。

## ③ ダイオキシン類対策

環境衛生センターからのダイオキシン類流出防止のために、休止焼 却施設の当面の対策として煙突閉鎖を実施し、できるだけ早く安全 な解体ができるよう検討します。

- 登別市との広域共同処理
- 民間リサイクル施設の活用
- 休止焼却施設の適正管理、閉鎖、解体事業

### (3) 最終処分

最終処分に関して、適正処理を目的として、「最終処分場の適正管理と延命化」を重点的な取り組みとし、現有処分場が埋立完了となった場合の「最終処分の考え方」を示します。

ごみの最終処分については、埋立ごみの減量や減容化を図ることで埋立処分量の削減により、可能な限り延命化を図り、町民の安全と地域生活環境に配慮した適正な維持管理を行っていきます。

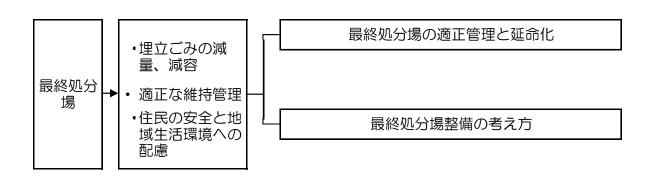


図 4-6 最終処分場の基本的考え方

# ① 】 最終処分場の適正管理と延命化

行 政

搬入ごみの分別指導の徹底等により、ごみの減量化とリサイクルを 推進し、埋立処分するごみ量の削減を図ります。

# ② 最終処分場整備の考え方

行 政

最終処分場の整備にあたっては、民間最終処分場の利用と既設の町 有最終処分場の嵩増し及び処分場の新設との費用対効果について比 較し、今後の最終処分場整備の方向性について検討を進めてまいり ます。

## 取組内容

- 最終処分場の効率的な運営管理
- 既設最終処分場の嵩増し及び処分場新設の検討

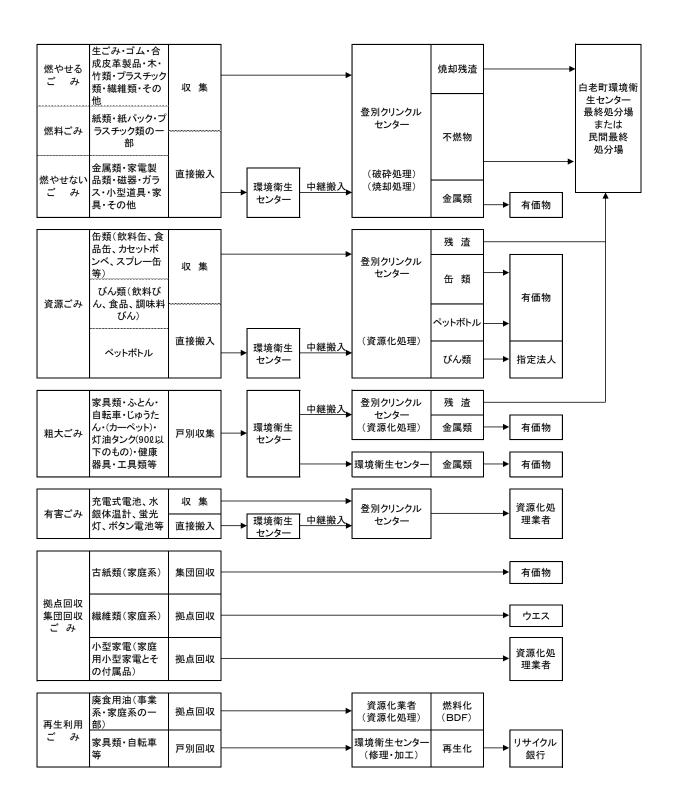


図 4-7 計画目標年次におけるごみ処理体系

## 第5章 その他の取り組み

#### 1. 不法投棄対策

ごみの減量化、資源化、適正処理を推進するにあたって、不法投棄又は不適正に処理されるごみは、環境に多大な被害を与えると共に、適正な処理の妨げになるため、行政、事業者、町民が協力し、不法投棄を監視していくものとします。

### 取 組 内 容

■ ボランティア監視員によるパトロールの実施

### 2. 災害ごみ対策

台風や地震等、自然が引き起こす災害は被害の規模が大きく、災害時の廃棄物の処理に関して、近隣自治体や北海道との協働を図ります。

樽前山による噴火災害は樽前山火山防災会議協議会とも連携をとり 対策を取るものとします。

## 取組内容

■ 近隣自治体等との協働体制の確立

#### 3. 廃家電4品目、家庭系パーソナルコンピュータのリサイクル対応

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が平成 13 年 4 月に本格施行され、廃家電 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)のリサイクルを製造業者が行うこととなりました。

また、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、家庭系パーソナルコンピュータ(パソコン)平成 15 年 10 月から製造業者等による自主回収及びリサイクルが開始されました。

廃家電 4 品目、パソコン用ディスプレイとも、現在町が収集しないごみとしていますが、不法投棄等による不適正な排出が絶えないため、家電リサイクル法や家庭系パソコンリサイクルの周知徹底、リサイクルルートの広報、不法投棄の監視を行っていきます。

※ディスプレイ以外の家庭用パソコン及び周辺機器については、小型家電拠点回収の対象となります。

## 取組 内容

- 家電リサイクル法の周知徹底
- 家庭系パソコンリサイクルの周知徹底
- 家電・パソコンのリサイクルルートの広報
- 不法投棄の監視

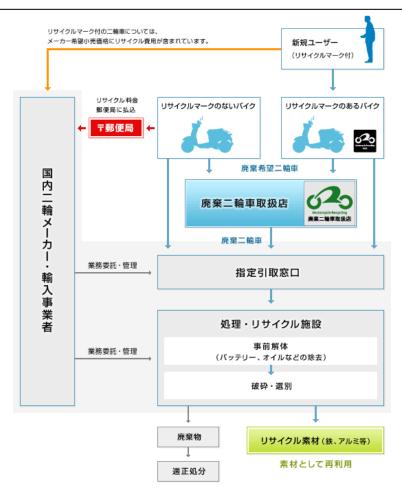
### 4. 二輪車リサイクル対応

家庭系パソコンリサイクルと同様に、資源有効利用促進法に基づき、 製造業者の自主的な回収が平成 16 年 10 月から開始されました。

バイクやスクーターのリサイクルシステムの周知徹底を図り、リサイクルルートの広報、不法投棄の監視を行っていきます。

# 取組内容

- 二輪車リサイクルの周知徹底
- 二輪車のリサイクルルートの広報
- 不法投棄の監視



二輪車リサイクルのシステム(「自動車リサイクル促進センター」資料より)

### 5. 小型二次電池リサイクル

家庭系パソコンリサイクル等と同様に、資源有効利用促進法に基づき、 製造業者の自主的な回収が平成 16 年 4 月より強化されました。

小型二次電池リサイクルシステムの周知徹底を図り、リサイクルルートの広報、不法投棄の監視を行っていきます。



小型二次電池の種類と回収システム(「社団法人電池工業会」資料より)

# 取組内容

■ 小型二次電池リサイクルの周知徹底

### 6. 適正処理困難物の対応

廃棄物処理法に基づき、環境大臣が指定する適正処理困難物は、タイヤ、スプリング入りマットレスの2品目となっています。

スプリングマットレスについては、登別クリンクルセンターで処理することが可能です。

残るタイヤに関しては、現在、販売店・専門業者又は許可業者により 処理することとしていることから、適正処理困難物の周知徹底を図ります。

- タイヤのリサイクルルートの広報
- 不法投棄の監視

### 7. 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い発生する廃棄物は一般廃棄物であり、その処理、処分は自治体が行うこととなっていますが、医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加し、一般のごみに混ざって排出されることによる収集時の問題が増加しています。

本町においても、家庭から排出される在宅医療廃棄物の取扱いを明確にし、医療機関と協力し、適正な処理を推進していきます。

特に感染性廃棄物(注射器やカテーテル及び輸液バッグ等)の回収、 処理に関して、医療機関、医師会、薬剤師会、薬剤メーカー等が自主的 に回収するよう働きかけます。

### 取 組 内 容

- 在宅医療廃棄物取扱いの明確化
- 医療機関、医師会、薬剤師会、薬剤メーカー等による自主回収への働きかけ

※参考:環境省「在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書」平成 17 年 3 月